

No.	意見者	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	対応
1-1	牧委員		計画全般	この「第4期地域福祉計画」を活用する人、団体などは誰ですか、それにより「文言」が変わります。	流山市地域福祉計画は、本市の福祉に係る全ての個人・団体に向けて作成しております。
1-2	牧委員		第3章全般	「今後の取組み」について、「記述内容」が乏しい、考え方が甘い場所などが見受けられるので、該当項目について有識者などに検証してもらいたい。	計画案における記述内容については、有識者の方も参加されている当福祉施策審議会において御審議頂いております。記述内容に関する疑義等につきましてはご指摘をお願いします。
1-3	牧委員		第3章全般	「方向性」については、「また…」が多すぎて読みづらいので、「1.…」、「2.…」というように個別の方が読みやすい。	「方向性」の記載方法については、現在のとおりで問題ないと考えておりますが、読みづらいとお感じでしたら、次回の審議会で御指摘頂き、委員の皆様で御審議頂けたらと思います。
1-4	牧委員	54	地域福祉の理解	「現状・課題」最後の行の「意識を深めていく」という表現ではなく、「意識を更に高めていく」という表現が適切だと思います。	「意識を更に高めていく」に改めました。
1-5	牧委員	58	地域福祉活動への参加	「方向性」の「…地域活動に対する高い意識」の「高い意識」とは具体的にどのような意識ですか。	こちらは、文章の前半にある「活動の核となるリーダーやキーパーソン」について説明する文章ですが、具体的には、地域活動への関心が高く、課題解決や目標達成のために積極的に活動する意欲が高い方をイメージしております。
1-6	牧委員	58	地域福祉活動への参加	「方向性」の「…積極的に活動する人材」とは具体的にどんな人ですか。	文章の前半にある「活動の核となるリーダーやキーパーソン」について説明する文章ですが、具体的には活動の中心的役割を担い、積極的に引っ張っていくような方をイメージしております。
1-7	牧委員	58	地域福祉活動への参加	「方向性」の「…積極的に活動に参加する人材の育成や確保を推進」とあるがHOW(どのように)が知りたいです。	「方向性」を実現するための取組みについては、p59の「今後の取組み」において記載しております。
1-8	牧委員	60	NPOやボランティアへの参加	「現状・課題」の「高齢化の進展」の意味について教えてください。	「高齢化の進展」は市内における高齢者人口が増加していることを表現したもので、高齢者の増加により、NPOやボランティアによる支援等を必要とする方が増えていくことを意味しております。
1-9	牧委員	60	NPOやボランティアへの参加	「現状・課題」の「福祉ニーズの多様化」とはどんなニーズ(内容)が教えてください。	生活スタイルや価値観の多様化に加え、一人ひとりの心身機能や家族の援助機能、本人を取り巻く環境等の状況が異なることから、全体では多様な福祉ニーズが存在しています。高齢者を例に挙げますと、高齢になると掃除・洗濯・調理・買い物・移送・見守りをはじめとした様々な日常生活を支援するサービスが必要となりますが、こうしたサービスは民間事業者によるサービスのほか、ボランティア・NPO、地域活動団体をはじめとした非営利団体からも幅広く提供されることで、一人ひとりが自身の状況に応じて希望するサービスを選択できることが可能となっており、個々の多様なニーズの受け皿となっております。また、上記のような生活支援サービス以外にも、社会や家族の在り方の変化に伴い、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進む中では、人との交流やつながりづくり、自己実現等へのニーズも増えてきており、多種多様な福祉ニーズが存在していると考えております。
1-10	牧委員	62	自治会活動への参加	「方向性」の「担い手不足が懸念される自治会役員」とはどんな状態を言うのですか。	役員の高齢化、なり手不足及び固定化等による後継者が見つからない状態をイメージしております。
1-11	牧委員	63	自治会活動への参加	「今後の取組み」について、こんな程度では自治会に加入、参加しません。再検討してください。コミュニティ課の意見は。	記載内容についてはコミュニティ課にも確認の上、作成しておりますが、もし、お示した案に加えて盛り込むべき内容等のご意見がありましたら、次回の審議会で御提案頂けたらと思います。
1-12	牧委員	64	健康づくり・介護予防活動への参加	「方向性」の「相談窓口について啓発し、誰も…」の「誰も」は削除した方がいいのではないかと。	「誰も」を削除しました。
1-13	牧委員	70	民生委員・児童委員との連携	「方向性」の「民生委員・児童委員の負担を軽減…」とあるが、具体的にどんな負担ですか。	地域住民の生活課題が多様化するなか、民生委員・児童委員に期待される活動範囲も社会福祉のみならず、教育、消費者保護、災害対策等と拡大してきております。また、委員のなり手不足に伴う欠員の存在などにより民生委員・児童委員の負担が増しております。
1-14	牧委員	78	地域支え合い活動の活性化	「方向性」の「警察等の関係機関等」とありますが、市消防署を追記する	消防が災害時における重要な機関であることはご指摘のとおりですが、こちらの文脈は市以外の関係機関との連携ですので、市の機関である消防署の追記は考えておりません。
1-15	牧委員	88	福祉サービスの質の向上	「方向性」の「モチベーションの向上等につながる取り組みを進めていきます」とありますが、現在は進めていないという意味ですか。	現在も、現場で働く方々が専門性を発揮し、福祉専門職としての誇りを持ち続けながら働くことができるよう、研修や勉強会、スキルアップ支援等のモチベーション向上につながる取り組みを行っていますが、福祉人材の確保・定着を図るため、事例発表会や長期勤続職員の表彰等の取組を検討し、引き続き福祉専門職の就業意欲やモチベーションの向上を推進してまいります。

No.	意見者	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	対応
1-16	牧委員	97	権利擁護の推進	「市の取組み」で「努めます」という表現はおかしい。成年後見推進センターを設置したのは実施するためではないのか。「実施します」等の表現に修正すべきではないですか。	表現を「努めます」から改めました。
1-17	牧委員	97	権利擁護の推進	審議会で配布された地域連携ネットワークイメージ図を計画の中に入れるべきではないか。	本計画は地域福祉推進の基本的な指針を示すもので、具体的な施策及び事業に関しては、各個別計画に記載することとしておりますので、今回お示した成年後見に係る地域連携ネットワークイメージ図については、次期高齢者支援計画及び障害福祉計画に掲載する予定であります。
1-18	牧委員	97	権利擁護の推進	成年後見制度は、裁判所が関係して複雑であるし、諸経費が掛かるので、相当の金銭的財産を持つことが必要です。この制度は、介護保険と同時に法律が出来たが、保険制度にできなかった。(小生も市民後見人の資格あり)	成年後見制度は国の制度ですので制度改正は困難ですが、ご指摘の課題を踏まえながら成年後見制度の利用促進を図っていきます。
2-1	琉委員	57	福祉教育・学ぶ場	「現状・課題」、「方向性」には学校での児童・生徒への福祉教育・学習活動について記載しているため、「今後の取組み」にも学校での取組みを盛り込むべきではないか。	「市の取組み」の欄に小中学校における福祉教育について記載しました。
2-2	牧委員	63	自治会活動への参加	「地域等の取組み」において、「自治会活動に温かく迎えましょう」とあるが、それくらいで自治会に加入してもらえないものではないため、「～により自治会活動への協力を得ましょう」等の記載を盛り込むべきではないか。	自治会活動の重要性や必要性等の周知をお願いする内容に記載に改めました。
2-3	小野寺委員	89	福祉サービスの質の向上	障害者支援の観点に限っても、福祉人材の育成や確保は重要であり、「市の取組み」欄において「努めます」という標記では表現が弱いのではないか。	・事業者の育成・指導を通じたサービスの質の向上については「に努めます」を「図ります」に改めました。 ・研修会等を通じた福祉サービス従事者の資質の向上については「に努めます」を「を推進していきます」に改めました。 ・専門的な福祉人材の確保については「に努めます」を「を推進していきます」に改めました。
2-4	牧委員		3章全般	「努めます」という表現は控えめであることから、「実施します」等のはっきりとした表現を用いるべきでないか。	以下の箇所について表現を改めました。 p59(地域福祉の担い手の養成)、p62(自治会役員への支援) p70(民生委員への情報提供)、p87(認知度向上、情報発信) p88(相談への対応、資質向上)、 p89(サービスの質、従事者の資質の向上、福祉人材の確保)、 p96(理解促進)、 p97(通報窓口の周知、成年後見推進センター利用促進)、 p99(福祉ネットワークの強化)、p101(バリアフリー化)、 p103(地域公共交通網の充実)、p105(防災意識の向上)
2-5	濱田委員		3章全般	「地域等の取組み」における「すべての地域の皆さん」というのは「市民の皆さん」ということでしょうか。	「すべての地域の皆さん」には市民以外にも、市内で活動する事業者や行政機関、福祉団体などの、「地域に関わる個人・団体」が含まれています。
2-6	山田委員		3章全般	各「市民の取組み」について、市民目線で記載するのが望ましいのではないか。	以下の箇所について、記載を改めました。 P54、p73、p87、p89
2-7	琉委員		計画全般	福祉課題・生活課題・地域課題等の用語の違い及び使い方について教えて頂きたい。	「地域生活課題」は地域住民及びその世帯が日常生活を営む上で抱える福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等の幅広い課題を指します。社会福祉法においても、地域福祉の推進のため、地域住民が抱える「福祉課題」ではなく「生活課題」の解決について記載されています。従って本計画においても、(地域)住民が抱える課題は(地域)生活課題と記載します。 また、地域の課題には、個々の住民を超えたより広い意味での「地域」が抱える課題も存在することから、本計画においては、このような課題を「地域(の)課題」と記載します。 したがって、ご指摘頂いた2pに1行目の「地域の福祉課題」については「地域の課題」に改めるとともに、他の場所についても表現を整理しました。 なお、「複合的な課題」とは1つの世帯内において、複数の生活課題が存在している状態を指します。わかりやすくするため、「複合的な生活課題」に表現を整理しました。 p14、p17、p66、p68、p74、p83、p86、p96

NO「2-1」～「2-7」は第3回審議会における質疑への回答です。